官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○不動産登記規則の一部を改正する省令（法務五三）　一
〔法規的告示〕
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する件（厚生労働二八八）　二
〔その他告示〕
○アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件（内閣府一二九、一三〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一五九七～一六〇九）　四
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通九七七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（同九七八～九八〇）　五
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁二五）　六
〔国会事項〕　六
〔人事異動〕
内閣　消費者庁　六
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
通　運　六
海事補佐人の登録（海難審判所）　六
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示四、大阪同三、兵庫同七、福岡同二）　七
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委告示配三）　七
〔公　告〕　七
諸　事　項
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明　七
特殊法人等　七
警察共済組合役員の就職関係　七
会社その他　七
会社その他　三〇

省　令

○法務省令第五十三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）を実施するため、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月三十日

法務大臣　平口　洋

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一　法第百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項、第七十六条の三第四項又は第七十六条の五の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二　［略］	（裁判所への通知） **第百八十七条**　登記官は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、管轄地方裁判所にその事件を通知しなければならない。 一　法第百六十四条の規定により過料に処せられるべき者があることを職務上知ったとき（登記官が法第七十六条の二第一項若しくは第二項又は第七十六条の三第四項の規定による申請をすべき義務に違反した者に対し相当の期間を定めてその申請をすべき旨を催告したにもかかわらず、その期間内にその申請がされないときに限る。）。 二　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第三号に掲げる規定（同法第二条中不動産登記法第百十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第百二十条第三項の改正規定を除く。）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

法規的告示

○厚生労働省告示第二百八十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎